

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕様書番号	入基LPS-X-11369
品名又は件名	廃車両の売払い	承 認	令 和 8 年 1 月 2 8 日
		作 成	令 和 8 年 1 月 2 8 日
		改 正	令 和 年 月 日
			令 和 年 月 日
		作成出納主任	廃 品 出 納 主 任

1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊入間基地の廃車両の売払い（以下（売払い）という。）について規定する。

2 一般事項

- 2.1 売払いに関する全責任は、契約の相手方が有する。
- 2.2 売払いにあたっては官側の指示に従い実施する。
- 2.3 売払いに関して調整が必要な場合には、官側と調整する。

3 売払いに関する要求

- 3.1 対象物品及び収集場所は、調達要領指定書のとおり。
- 3.2 収集及び運搬にあたっては、施設及び既設備品等に損傷を与えないように行い、損傷を与えた場合には契約の相手方の責にて回復する。
- 3.3 売払いに必要な機材に関しては、契約の相手方が用意する。
- 3.4 契約の相手方は、売払いする対象物品について、金属材料とする以外に一切転売してはならない。当該物品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

4 その他の事項

4.1 基地内共通事項

契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は官側の指示に従わなければならない。

- a) 契約の相手方は、売払い履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整する。
- b) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
- c) 契約の相手方は、基地内において売払い履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は官側の指示に従う。
- d) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約の相手方は、基地内における写真撮影について契約売払いに必要な場合及び内容のみとし、官側の許可を得る。また、写真、フィルム及びデータについては、官側へ提出後、完全に消去し、保持しない。

品名又は件名	廃車両の売払い
--------	---------

f) 契約の相手方は、売払いに関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保存しない。

4.2 許可なく仕様書の複製、関係者以外への貸出しを厳禁とし、契約履行後、速やかに返還する。

4.3 売払いの履行中に発生した契約の相手方の自然災害及び事故に関する負傷及び器材等の破損について、官側は保証及び責任を一切負わない。

5 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受ける。

6 問い合わせ先

この仕様書に関する問い合わせ及び監督官との調整は、入間基地中警団整補群補給隊廃品係（電話番号04-2953-6131（内線2588））とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	廃-8-11
	調 達 要 求 番 号	巻-7
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年10月20日
	作 成 部 課	廃品出納主任
	作 成 年 月 日	令和8年10月15日
品 名 又 は 件 名		廃車両の売払い
仕 様 書 番 号		入基LPS-X-11369

指定事項：

3 売払いに関する要求

3.1 対象物品、収集場所は表及び図1のとおり。

表1-対象物品

NO	品 名	車 番	型 式	車台番号	リサイクル券 番号	収集場所	区分
1	業務車1号	45-2323	CBF-VW11	VW11-543235	0504-0049-5241	廃品庫	A or B
2	起動車	465	KM-3 GATA	BU102-0114151	0404-0058-3778	廃品庫	A
3	モバイル コントロール ユニット	MCU-0079	MCU-2			燃料地区	C
4	モバイル コントロール ユニット	MCU-0081	MCU-2			燃料地区	C
5	カーゴロード C 130用	CR-1323				廃品庫	C
6	フォークリフト 5t	F-5055-MB				廃品庫	C

備考

区分A：リサイクル券を使用して使用済自動車引取証明書を提出する。

区分B：中古車として引き取る。(引取証明書(業者任意)を提出する。)

区分C：解体すること。(解体証明書(業者任意)を提出する。)

*ナンバープレート及び部隊表示等については、すべて取り外し、削除する。

*中古車として引き取る以外は解体時の写真(業者任意)を提出する。(例 解体前, 解体後)

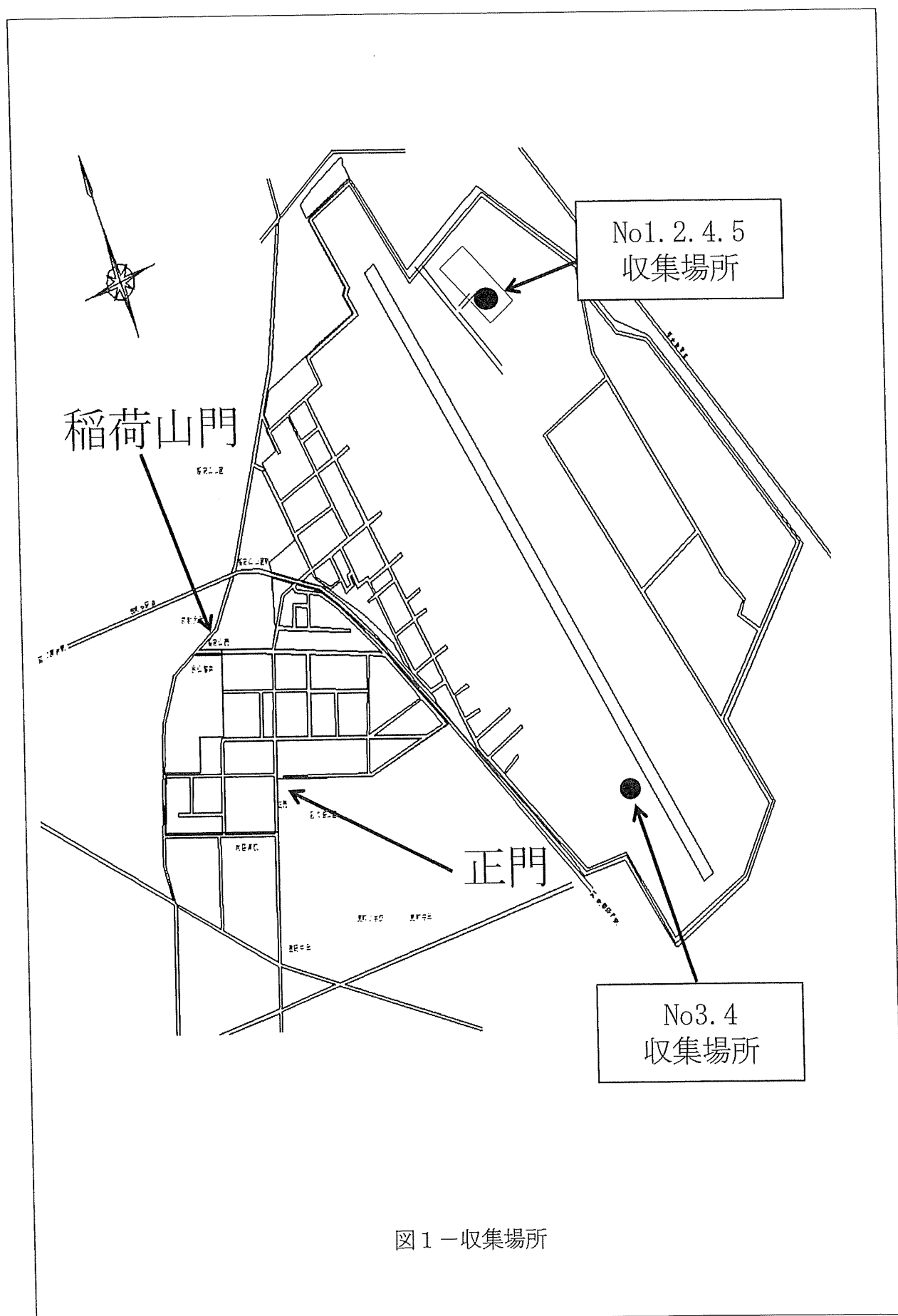


図1－収集場所